

## 今後の知事公舎にかかる対応方針について

令和5年3月  
総務部

県では、昭和53年（1978年）に建築され、老朽化が進むとともに、その維持管理に多額の費用を要している現知事公舎について、令和4年10月に「知事公舎のあり方等に関する有識者会議」（以下、「有識者会議」という。）を設置し、知事公舎の場所、公邸部分などの機能、セキュリティ対策等、さまざまな観点から専門的な意見をいただき、そのあり方について検討を進めてきました。

その結果、以下のとおり知事公舎を確保することとします。

### 1 有識者会議での主な意見

- ・リフォームや新築は、県の財政状況が厳しい中、県民の理解が得られないのではないかと。コスト面から民間マンションは有力な選択肢。
- ・現知事公舎をうまくリフォームすればいいのではないかと。
- ・使用されていない公邸部分や庭木に経費がかかることはもったいない。
- ・現知事公舎は防災上極めてよい場所にあり、継続利用しても問題ない。
- ・南海トラフ地震等に備え、現知事公舎に住まない場合も、最低限のコストをかけて維持していくことは必要ではないかと。
- ・知事には、危機発生時にすぐに指揮が取れるような安全な場所に住んでいただくことが大切。
- ・知事が仕事に専念できるような居住空間の確保が必要。
- ・駐車場、敷地内、居宅といったなるべく多くのポイントでセキュリティがかかると安全性は高まる。
- ・「県民負担の軽減」といった観点から、現知事公舎の敷地は売却する方がいいのではないかと。
- ・現知事公舎の敷地は貴重であるため、他の利用方法が考えられるのではないかと。

### 2 今後の対応

#### （1）知事公舎の確保にあたっての観点

有識者会議での意見をふまえ、次の5つの観点から総合的に検討し、知事公舎を確保する。

- ① 県民負担の増大を招かないこと
- ② 災害時に知事の役割を果たせるよう防災上安全な場所であること
- ③ 危機発生時に知事が迅速に本庁舎へ登庁できること
- ④ 知事が仕事に専念できる環境であること
- ⑤ セキュリティが複合的に確保されていること

## (2) 知事公舎のあり方の4事例についての検討結果

有識者会議で議論された知事公舎のあり方の4事例(「現知事公舎を活用(改修)」、「現敷地内に新築」、「既存の職員公舎を活用」、「民間施設を賃借」)について、上記(1)の5つの観点から検討した結果は次のとおりである。

### ① 現知事公舎を活用(改修)

外壁の断熱化等、知事が仕事に専念できる住環境に改善するための大規模改修が必要となり、県民負担の増大を招くことに加え、民間施設を賃借する場合と比べ、初期経費及び以後20年間の必要経費の総額が多くなるため採用しない。

### ② 現敷地内に新築

現知事公舎敷地内に新築は、多額の費用を要し、県民負担の増大を招くため、採用しない。

### ③ 既存の職員公舎を活用

セキュリティが複合的に確保されていないため採用しない。

### ④ 民間施設を賃借

「県民負担の増大を招かないこと」の観点からは、「既存の職員公舎を活用」には選択肢として劣るものの、民間マンションには、「セキュリティが複合的に確保されている」物件もあることから、民間マンションを借り上げることが今後の知事公舎のあり方として最も妥当であると考え、今後、上記(1)の5つの観点を満たす物件を選定していく。

## (3) 現知事公舎の利用

現知事公舎については当面保有し、「公共施設等総合管理推進会議」において売却も否定せず利用方法を検討するとともに、維持管理経費の中でも大きな割合を占めている庭木の伐採等を早期に実施し、維持管理費削減を図っていく。

① 維持管理費削減策(庭木の伐採等)の実施(令和5年4月以降)

② 現知事公舎の利用方法の検討(令和5年度中)